令和６年11月８日

国　土　交　通　省
国　　税　　庁
デ　ジ　タ　ル　庁

令和６年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知のお願いについて
（周知協力依頼）

平素より国土交通行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各府省庁では、これまでも事業者の皆様を含む国民の利便性の向上を目指しながら、事業者の業務や公的手続等のデジタル化に取り組んできたところです。
これまで以上に取組を加速させていくため、国土交通省としてもデジタル庁や各府省庁と連携しながら、周知広報等を行っていくこととしております。

こうした中で、令和６年分の所得税の確定申告や事業者のデジタル化に向けて、貴団体を通じた事業者の皆様への着実な周知が必要不可欠だと考えておりますので、次の内容について、会員への周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

①　給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

事業者の方が税務署にオンライン（e-Tax 等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない 500 万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含みます。）が、従業員の方の令和５年分の確定申告から、マイナポータル連携による自動入力の対象に追加されました。

従業員の方が確定申告において、この給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、事業者の方から給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただく必要があります（注）。

つきましては、できる限り多くの事業者の方に給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出いただけるよう、別紙１を貴団体の機関紙（誌）等へ掲載していただくなど、会員に対する周知の御協力をお願い申し上げます。

（注）　従業員の方がマイナポータル連携による自動入力を利用するためには、事業者の方が、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく入力し、税務署にオンラインで給与所得の源泉徴収票を提出いただく必要があります。

別紙１「給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると、従業員の方の確定申告が更に簡単に!!」
（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0023008-104.pdf）

②　自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告について

確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、ご自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税の申告書の作成が可能となっており、作成した申告書をそのまま e-Tax により送信できます。

e-Tax を利用した確定申告は、マイナポータル連携を活用した給与所得の源泉徴収票の情報や各種控除証明書等のデータの自動入力が可能となるほか、令和７年１月から、Android 端末を対象にスマホ用電子証明書が e-Tax で利用可能となる予定（注１）であり、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax 送信が可能になり、利便性がさらに向上しています。

貴団体におかれましては、自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による申告の更なる推進に向けて、本取組の趣旨に御理解をいただきますとともに、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、別紙２及び別紙３（注２）を用いて、マイナンバーカードを利用した確定申告やマイナポータル連携の利便性について、従業員等へ周知されるよう会員各位へ依頼いただくなど御協力をお願い申し上げます。

（注１）iOS 端末については、翌年分に向け順次対応予定です。

（注２）「給与所得の源泉徴収票」をオンライン提出している場合、別紙３を適宜加工の上、別紙２と併せて給与情報のマイナポータル連携が利用可能であることを周知願います。

別紙２　「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax（従業員向け周知用）」

別紙３　「源泉徴収票の情報がマイナポータル連携で自動入力されます！」

③　事業者のデジタル化促進について

事業者のデジタル化を進めることは政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、関係省庁等において、事業者のデジタル化促進に取り組んでおります。

取引・会計・税務といった事業者の一連の業務をデジタル化することにより、事業者の経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されることから、関係省庁等が連携して、まずは、事業者に各種クラウドツールの活用やデジタルインボイスの導入を促進するとともに、中長期的には、取引から会計、税務申告・納税に至るまでの一連の業務プロセスについて一貫したデジタル化ができる環境の整備を目指すこととされております。

そのため、国税庁において、デジタルインボイスや AI-OCR 等の導入によるデジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等の広報素材を作成し、事業者のデジタル化を支援する施策の周知・広報を行っているところです。

これらの広報素材は事業者のデジタル化促進につながる有益なものと考えておりますので、貴団体におかれましても、傘下の会員各位に対して下記リンク先の広報素材を共有していただくなど適宜ご活用いただき、取引・会計・税務といった事業者の一連の業務のデジタル化の促進を働きかけていただきますよう、お願い申し上げます。

別紙４　事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画等一覧

（https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jigyousyadx/leafletetc.htm）

（以　上）

【本件の問合先】

国税庁長官官房企画課
デジタル化・業務改革室

ＤＸ戦略係長　菅藤
masaya.kanto@nta.go.jp

\事業主の皆さまへ/

給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票を**e-Taxで提出**することで、
従業員の方が、**所得税の確定申告書を作成**する際、
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和６年１月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和５年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe－Taxで申告する際にご利用になれます。

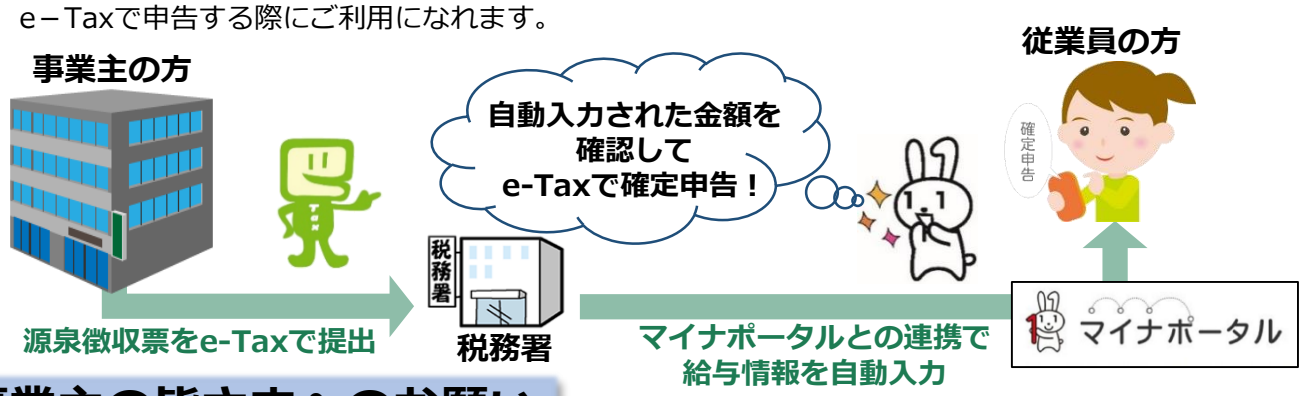

事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまから**e-Taxで提出※された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。
※eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用する場合を含みます。詳しくは、裏面の「**eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可**」をご覧ください。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意**ください。

詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

※画面は令和６年５月下旬以降のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へログイン

- e-Taxホームページへアクセス（https://www.e-tax.nta.go.jp）
- 右上部①「ログイン」を押下
- ②「個人」または「法人」のいずれか該当する方を選択し、ログイン

※ e-Taxを初めて利用する方は、③からアカウントの作成等を行ってください。
利用に当たって、詳しい内容は、e-Taxホームページをご覧ください。

- ログイン後、④「申請・納付手続きを行う」から、給与所得の源泉徴収票の作成を行います。

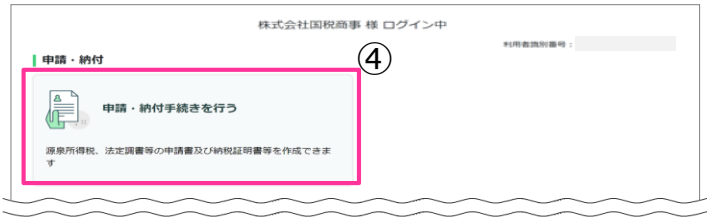

STEP ② 給与所得の源泉徴収票の作成・提出

【１件別に入力する】
源泉徴収票を１件別に入力する場合は、❶をクリックします。

【ＣＳＶファイルを読み込む】
表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、❷をクリックします。

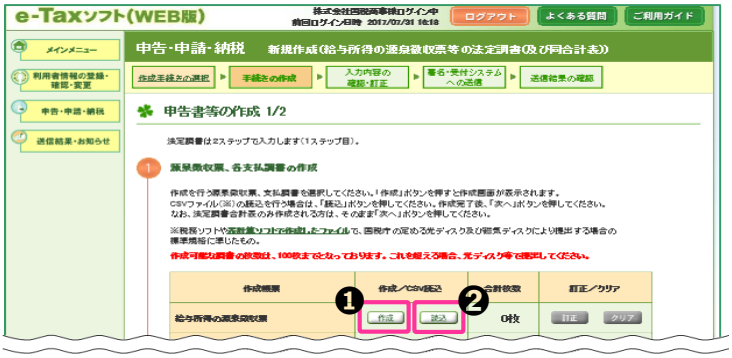

! 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

! 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。
法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書を**eLTAX**の作成ソフト**PCdesk**（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

（eLTAXホームページ）

書かない確定申告！

空いた時間にスマホでサクっと♪

確定申告はマイナンバーカードでe-Tax

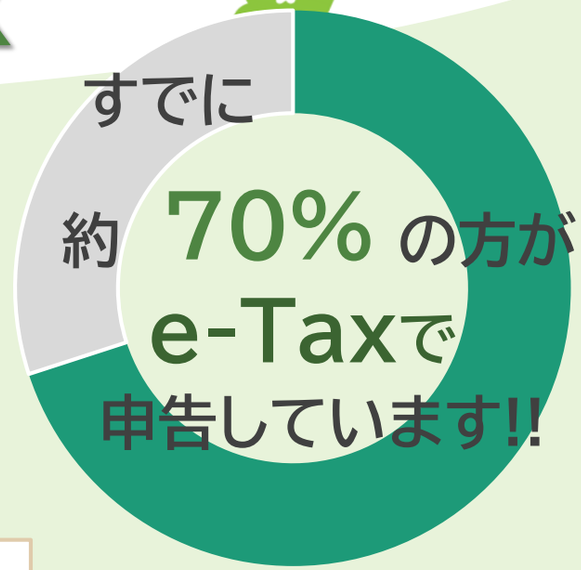

e-Taxの5つのメリット

- **自宅から**申告可能

- **24時間利用可能**
  ※メンテナンス時間を除きます

- 申告内容をいつでも**データで確認可能**

- 添付書類**提出不要**
  ※一部の書類を除きます

- **早期還付**
  （3週間程度で還付）

書面提出の場合は
１か月～１か月半程度で還付

e-Taxに必要なものはたったこれだけ！

✔ マイナンバーカード

✔ スマホ

＼スマホにマイナポータルアプリをインストール♪／

確定申告書等作成コーナーなら、

金額等を入力するだけで**自動計算**で申告書が完成！
申告書はそのまま**e-Taxで送信**

マイナンバーカードを利用した確定申告の案内はこちら

作成コーナーはこちら

さらに**マイナポータル連携**で

＼集計や入力の手間が不要♪／

給与情報や**控除証明書等のデータ**が**自動入力**でき、
控除証明書等の**書面の管理や保管も不要！**

※　ご利用には事前準備が必要です。事前準備は余裕をもってお早めに！

マイナポータル連携の詳細はこちら

事前準備の詳細はこちら

◆**国税の納付**も**キャッシュレス対応**しています（振替納税・ダイレクト納付・インターネットバンキング・クレジットカード納付・スマホアプリ納付からご自身にあった納付手段をご利用いただけます。）

確定申告がさらに便利に

給与の源泉徴収票の情報がマイナポータル連携で自動入力されます！

添付書類の提出不要！
集計・入力の手間いらず！

令和６年２月（令和５年分確定申告）からオンライン提出された全ての**「給与所得の源泉徴収票」の情報（給与情報）**がマイナポータルに連携され、所得税の確定申告書を作成する際、**給与情報が自動で入力**されるようになりました。

※　職員の方が国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にご利用になれます。

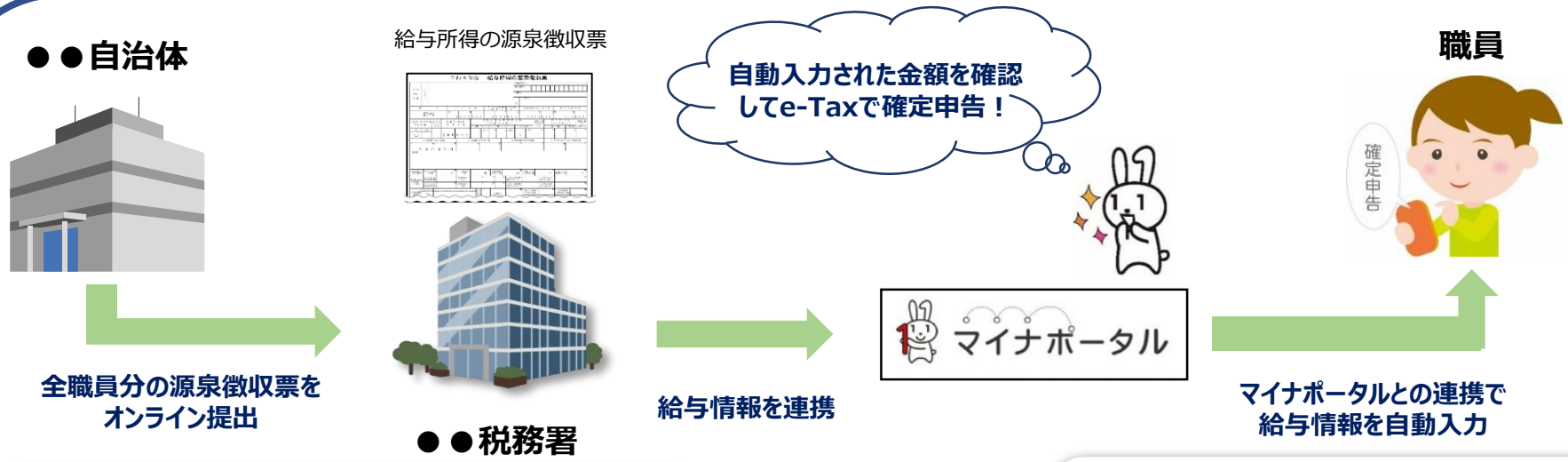

令和７年２月上旬以降に
国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」
で利用可能になります！

ご利用には事前準備が必要です！
事前準備は余裕をもってお早めに！
⇒　事前準備の詳細は**次ページ**

確定申告はマイナンバーカードを利用したe-Taxをご利用ください！

マイナポータル連携を利用すれば、**さらに便利に**確定申告書の作成・送信をすることができますので、確定申告をする際は是非、**スマホ**と**マイナンバーカード**を利用した**ご自宅からのe-Tax申告**をお願いします。

マイナポータル連携を利用するために必要なもの

① マイナンバーカードとパスワード
- 利用者証明書用電子証明書のパスワード（数字４桁）
- 署名用電子証明書のパスワード（英数字６文字～16文字）

② マイナンバーカード読取対応のスマホ

マイナンバーカード

＋

マイナンバーカード
読取対応のスマホ

マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備

※手続に時間がかかる場合がありまので、お早めの準備をお願いします

STEP 1

マイナポータルアプリのダウンロード

【ダウンロードはこちらから】

【iPhone】 【Android™】

マイナポータル

STEP 2

マイナポータルで利用者登録（初回のみ）

【登録はこちらから】

【登録方法はこちらから】

【iPhone】 【Android™】

STEP 3

マイナポータルの「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択

【事前準備はこちらから】

- 証明書等の種類や証明書等を発行する発行元を選択します。
- 取得したい証明書等のうち、「給与」を選択する。

STEP 4

マイナポータルとe-Taxを連携した上で、e-Taxマイページ「本人確認／情報取得希望」の登録（初回のみ）

【登録方法はこちらから】

- マイナポータルから給与所得の源泉徴収票情報が取得可能となった場合、e-Taxのメッセージボックスに給与所得の源泉徴収票イメージが格納されております。

準備完了

確定申告書の作成開始

【確定申告書等
作成コーナーはこちらから】

※ 各STEP実施済みの場合は作業不要です。

※ iPhoneは、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
※ Androidは、Google LLCの商標または登録商標です。

【参考】マイナポータル連携に係る事前準備（全体図）

事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画一覧

事業者全般向け

〇突き出し広告：「日々の業務をデジタル化で効率ＵＰ！」

「日々の業務をデジタル化で効率ＵＰ！」（PDF/710KB）

〇リーフレット：「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」

「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」（PDF/369KB）

〇動画:「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」（PR 動画 30 秒）クラウド会計ソフトやデジタルインボイスのメリットを分かりやすく紹介

動画を見る（外部サイト（YouTube）へリンクします。）

中堅・大企業向け

〇動画：「デジタルインボイスの基本」（デジタルインボイスの仕組みやメリットをわかりやすく紹介）※　EIPA（デジタルインボイス推進協議会）作成

動画を見る（１分 ver）（外部サイト（YouTube）へリンクします。）

動画を見る（２分 ver）

中小事業者・個人事業者向け

〇動画：「中小企業のクラウド会計・AI-OCR 導入事例」（Web-TAX TV ８分）

動画を見る（外部サイト（YouTube）へリンクします。）